

視 座

子どもの貧困に思う

宮城県医師会理事

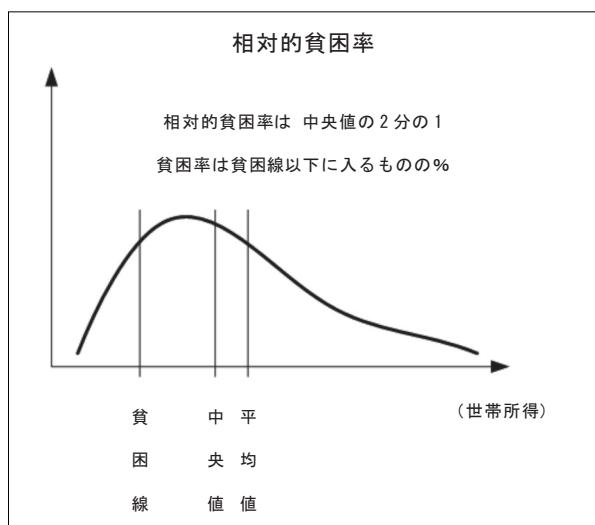
大 友 弘 美

2006年ショック

かつて日本社会は1億総中流という考え方が国民の中にあった。ところが2006年に経済協力開発機構(OECD)の報告書に日本の相対的貧困率がOECD諸国の中でアメリカについて第2位であると示されたため、大きなショックをもって受け止められた。資本主義社会では生活水準が高い人と低い人と格差が存在することは致し方ないが、格差と貧困は異なることである。貧困研究者によると、貧困は「許容できないもの」と定義しており、貧困状態とは許容できない生活水準と考えられる。つまり、貧困解消とは格差が存在する中でも、許容できない生活水準それ以下であることをなくすということになる。大人の所得に依存しているため、貧困の家庭の子どもにも貧困がある。このOECDの報告書でも日本の子どもも貧困率はOECD諸国の平均より高く、しかも上昇傾向にあると指摘している。

貧困率はどのように決めるのか

貧困については「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。絶対的貧困とは人々が生活するために必要なもの、例えば衣食住や医療など社会全体の生活レベルに関係なく決められるものが欠けている状態を指す。つまり、人間として最低限の生存が維持することが困難な状態。相対的貧困とは、人々がその社会で生活するために必要とされる、社会に認められるための最低限の生活水準よりも低い生活をいう。OECDなど国際機関で貧困を議論するときに使われる貧困の基準は相対的貧困の概念が用いられる。実際にどのように相対的貧困率が決められているかというと、手取りの世帯所得（収入から税や社会保険料を払い、それに政府からもらえる年金や社会保障費を加えたもの）を世帯数で調整し、その中央値（平均収入ではない）の50%を貧困基準とする方法である。OECDでは、その社会で標準的な中央値の手取りの世帯所得の50%（貧困線）以下を貧困と定



義している。貧困線はあくまでも目安であり、貧困を比較したり傾向をみるための手段に過ぎない。貧困線より低い手取り所得に入る人々の%が貧困率である。「子どもの貧困率」は、すべての子どものうち貧困線より低い手取り世帯収入の中にいる子どもの%を表す。

貧困がもたらす子どもの健康への影響

貧困は経済的な問題だけではなく、社会的孤立や生活課題も抱えている。虐待・ネグレクト・家庭内不和など親のストレスに関するもの、不登校・低学力・低進学率など教育に関するもの、栄養や住居の問題、親戚や近隣からの孤立、意欲の欠如など様々な影響がある。健康に関する面では、医療へのアクセスが悪いことが指摘されている。乳児死亡率が低い日本においても貧困家庭では乳児死亡率が10倍以上高いという。自己負担のない定期接種のワクチンの接種率も悪いのは、おそらく非正規雇用では仕事を休むと収入がなくなるためであろう。国民皆保険の日本においても国民健康保険の保険料を滞納し「被保険者資格証明書」を発行されると、いったん医療費は全額負担となり受診をためらう場合も多い。そのため、疾病の発見の遅れ、治療の遅れにつながる。拒食症・発達障害も貧困家庭に多いといわれている。

日本の相対的貧困率の推移

国民生活基礎調査による相対的貧困率（%）は以下に示すとおりである。

年(平成)	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
全体	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どものいる世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
子どものいる世帯(大人1人)	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
子どものいる世帯(大人2人以上)	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

子どもの相対的貧困率は平成の時代はおおむね上昇傾向にあったが平成27年に減少に転じたことがわかる。それでも、13.9%の相対的貧困率だから、7人に1人の子どもが貧困状態に陥っていることになる。子どもの相対的貧困率減少には平成25年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が影響しているかもしれない。子どものいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%であり、そのうち、ひとり親世帯（多くは母子家庭）の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べてかなり高くなっているのがわかる。2015年のOECD加盟国の相対的貧困率の報告をみると、いまだに日本は先進国35か国の中でも7番目に相対的貧困率が高い。

子どもの貧困への対策

貧困対策推進法では、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切ることを理念としている。国では生活保護法、児童扶養手当法、給付型奨学金創設、高等教育授業料無償化、幼児教育・保育の無償化等の政策を行っているが、子どもの貧困対策は児童関連支出のみでは不十分である。日本では低所得者層は他外国よりも高い社会保障の保険料を負担しており税制上の改革も求められている。そして、日本の子どもの貧困に大きく影響しているのは母子家庭である。母親の就労率が非常に高い（90%前後）にも関わらず、経済状況が悪い。そのためには十分な所得補償と仕事と育児の両立等の支援が必要である。また、全国約2,300か所の子ども食堂など民間の支援も大きな助けになっていると思われる。

